

【訪問介護事業所 kitto・care 御所南】

訪問介護重要事項説明書

＜令和 8 年 2 月 1 日現在＞

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	合同会社 H2プロダクト
代表者名	正垣真由理
所在地・連絡先	(住所) 京都府宇治市木幡平尾54-2 (電話) 0774-33-0013 (FAX) 0774-38-1788

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問介護事業所kitto・care御所南
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区間之町通竹屋町下る 楠町610番地 森マンション41 (電話) 075-748-1923 (FAX) 075-748-1924
事業所番号	
管理者の氏名	正垣 一真

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容	
		常勤(人)	非常勤(人)			
管理者	1	1		0.2		
サービス提供責任者	1	1		0.5		
訪問 介護 職員	介護福祉士	2		0.7	介護職員	
	介護職員 実務者研修	2	1	1		1.1
	介護職員 初任者研修	1		1		0.3
	介護職員基礎 研修修了者					
	1級ヘルパー					
	2級ヘルパー					

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市右京区（京北地区除く）、左京区の北大路通り以南、 上京区、中京区、下京区、東山区の東大路通り以西
------------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前9時00分～午後4時00分まで

営業しない日	日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日
--------	---------------------

※サービス提供日は24時間年中無休とする。

3 サービスの内容

	種類	内容・手順	
1 身体介護	食事介助	食事の介助を行います。	
	入浴介助	衣服の着脱、入浴の介助、清拭、洗髪を行います。	
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。	
	その他	体位変換、洗顔、歯磨きなどの日常の生活を営むために必要な身体介護を行います。	
	服薬介助	包化された薬の準備、服薬を促す、飲み忘れ・飲みこぼしの確認、後片付けを行います。	
2 生活援助	買い物	利用者の日常に必要な物品の買い物を行います。	
	調理	利用者の食事を用意します。	
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。	
	洗濯	利用者の衣類の選択を行います。	

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割・3割）が利用者様の負担額となります。

【料金表】

(訪問介護)

	サービスの内容	サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
	1回あたりの所要時間				
身体介護 中心型	20分未満	1,744円	175円	349円	524円
	20分以上30分未満	2,610円	261円	522円	783円
	30分以上1時間未満	4,140円	414円	828円	1,242円
	1時間以上1時間30分未満	6,066円	607円	1,214円	1,820円
	1時間30分以上	30分増すごとに 877円を加算	30分増すごとに 88円を加算	30分増すごとに 176円を加算	30分増すごとに 264円を加算
引き続き「生活援助中心型」を 算定する場合		25分増すごとに 695円を加算 (身体介護の所要 時間が20分以上の 場合に限る。)	25分増すごとに 70円を加算	25分増すごとに 139円を加算	25分増すごとに 209円を加算
生活援助 中心型	20分未満				
	20分以上45分未満	1,915円	192円	383円	575円
	45分以上	2,354円	236円	471円	707円

夜間（午後6時から午後10時）・早朝 （午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

・加算項目

サービス内容	サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
初回加算	2,140円/回	214円/回	428円/回	642円/回
緊急時訪問介護加算	1,070円	107円	214円	321円
介護職員等处遇改善 加算 (I)	所定単位数に245/1,000を加算			
特定事業所加算 (II)	所定単位数に10/100を加算			

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・ 利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ未満	500円
事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ以上	1,000円

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

(4) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日に連絡があった場合	500円
利用日の前日までに連絡がなかった場合	1,000円

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、毎月末までに以下の方法によりお支払いください（口座引き落としの場合は、27日にお引き落としいたします）。

なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	次の口座にお振込みください。 <振込先口座> 京都銀行木幡支店（306） 普通預金口座（口座番号3611193） 口座名義 ド) エイチツープロダクト
口座引き落とし	御指定いただいた、次の口座から引き落としいたします。 <御指定の口座> 銀行 支店 普通預金口座（口座番号 ） 口座名義 ※お客様のご通帳には「DF」リコーリース」と印字されます。
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払いください。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

当事業所が行う訪問介護の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め居宅介護などの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者等の立場に立った居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の身心の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。訪問介護の事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。また、職員がプロ意識と誇りを持ち、笑顔を絶やさず安心して働ける環境を作ることにより介護の質が向上し利用者様及び関係機関からの評価が向上する事を会社理念として努めます。営利法人ではありますが、社会・福祉・人に貢献する企業であると自覚をもって運営いたします。

(3) その他

事項	内容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、利用者様の直面している課題等及び利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回、身体拘束廃止・虐待防止・事故防止・リスクマネジメント・倫理および法令遵守・プライバシー保護・個人情報管理・認知症介護基礎研修（新規採用者には1年以内）の研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 正垣 真由理 ご利用時間 9:00～16:00 ご利用方法 電話（075-748-1923） 面接（当事業所相談室） 苦情箱（当事業所玄関に設置）
当法人相談窓口	窓口責任者 正垣 真由理 ご利用時間 9:00～16:00 ご利用方法 電話（075-748-1923）
京都市北区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-432-1181 FAX番号：075-432-1364
京都市上京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-441-0111 FAX番号：075-441-5106
京都市左京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-702-1000 FAX番号：075-702-1069
京都市中京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-812-0061 FAX番号：075-812-2566
京都市東山区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-561-1191 FAX番号：075-561-9187
京都市山科区役所	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00

保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	電話番号：075-592-3050 FAX番号：075-592-3290
京都市下京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-371-7101 FAX番号：075-371-7228
京都市南区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-681-3111 FAX番号：075-681-3296
京都市右京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-861-1101 FAX番号：075-861-1416
京都市西京区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-381-7121 FAX番号：075-381-7638
京都市西京区役所洛西支所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-332-8111 FAX番号：075-332-9274
京都市伏見区役所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-611-1101 FAX番号：075-611-2278
京都市伏見区役所深草支所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-642-3101 FAX番号：075-642-3603
京都市伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-571-0003 FAX番号：075-571-6471
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号：075-354-9090

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

